

## 茨木市防犯灯維持管理補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、防犯灯を維持管理する自治会等に対し、市が補助金を交付することにより安全な市民生活を促進し、もって市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる防犯灯は、道路（一般の交通に供する道路をいう。）に設置された自治会（市に届出のあった自治会及びこれらの連合組織をいう。）又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体又はこれに準ずる団体をいう。）が毎年4月1日において維持管理する防犯灯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該防犯灯から最も近くに設置されている、又は設置される予定である防犯灯までの直線距離が35メートル以上であるもの

(2) その他市長が防犯上又は道路形態上の理由等により適当と認めたもの

### (補助金額)

第3 補助額は、別表に掲げる補助の対象となる防犯灯の種別及びワット数等の区分に応じ、それぞれ同表に定める補助基本額に100分の80を乗じて得た額に灯数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

### (補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市防犯灯維持管理補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市防犯灯維持管理補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

### (変更の届出)

第6 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において交付申請の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市防犯灯維持管理補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市防犯灯維持管理補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者

に通知する。

(補助金の交付請求)

第7 補助金の交付決定を受けたものは、茨木市防犯灯維持管理補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第9 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第10 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第11 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第12 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第13 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

(茨木市防犯灯維持管理助成金交付要綱の廃止)

2 茨木市防犯灯維持管理助成金交付要綱（昭和47年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市防犯灯維持管理補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成28年10月20日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

## 別表

種 別	ワ ッ ト 数 等	補 助 基 本 額
蛍 光 灯	20W	3,270円
	32W	3,270円
	36W	4,300円
	40W	4,300円
	42W	4,300円
	45W	4,300円
	57W	6,380円
水 銀 灯	20W	3,270円
	40W	4,300円
	60W	6,380円
	80W	6,380円
	100W	11,960円
	200W	17,530円
白 熱 灯	20W	2,230円
	40W	3,270円
	60W	4,300円
	100W	6,380円
L E D 灯	10VA以下	1,710円
	10VAを超え20VA以下	2,230円

備考 この表に掲げる種別及びワット数等の区分に該当しない防犯灯の補助基本額は、関西電力株式会社が定める電気料金単価に基づき算定するものとする。

(申請先) 茨 木 市 長

(申請者)

所 在 地

団体の名称

団 体 の  
代 表 者 氏 名

担 当 者 氏 名

担 当 者 の  
電 話 番 号

印

### 茨木市防犯灯維持管理補助金交付申請書

茨木市防犯灯維持管理補助金の交付を次のとおり申請します。

種別	内容	ワ ッ ト 数 等	年度補助金対象灯数
蛍 光 灯		W	灯
		W	灯
水 銀 灯		W	灯
		W	灯
白 熱 灯		W	灯
		W	灯
L E D 灯	10VA以下		灯
	10VAを超え20VA以下		灯
合 計			灯

#### 添付書類

- (1) 防犯灯電気料金領収書の写し〔 年4月分〕  
(電気料金領収済のお知らせ)
- (2) 補助金申請防犯灯位置図  
・防犯灯の種別(蛍光灯・水銀灯・白熱灯・LED灯)及びワット数等を位置図上に明記してください。  
・昨年度申請の自治会で、変更(増設・撤去・移設)がない場合は不要です。

受取方法(○印を付けてください。)	
口 座 振 替	
現 金	

整理番号

茨木市指令 第 号

所在地

団体の名称

団体の  
代表者氏名

様

茨木市防犯灯維持管理補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の防犯灯補助金は、次のとおり交付決定します。

整理番号	
交付金額	

年 月 日

茨木市長

印

年 月 日

(申請先) 茨 木 市 長

(申請者)

所 在 地

団体の名称

団 体 の  
代 表 者 氏 名

担 当 者 氏 名

担 当 者 の  
電 話 番 号

印

茨木市防犯灯維持管理補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市防犯灯維持管理補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

種別	内容	年度補助金対象灯数		
		ワット数等	変 更 前	変 更 後
蛍光灯		W	灯	灯
		W	灯	灯
水銀灯		W	灯	灯
		W	灯	灯
白熱灯		W	灯	灯
		W	灯	灯
LED灯	10VA以下		灯	灯
	10VAを超え20VA以下		灯	灯
合 計			灯	灯
変更理由				

添付書類

- (1) 防犯灯電気料金領収書の写し [ 年4月分 ]  
(電気料金領収済のお知らせ)
- (2) 補助金申請防犯灯位置図  
・防犯灯の種別(蛍光灯・水銀灯・白熱灯・LED灯)及びワット数等を位置図上に明記してください。

受取方法(○印を付けてください。)	
口座振替	
現金	

整理番号

茨木市指令 第 号

所在地

団体の名称

団体の  
代表者氏名

様

### 茨木市防犯灯維持管理補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市防犯灯維持管理補助金は、次のとおり変更承認します。

整理番号	
変更前 交付金額	
変更後 交付金額	
差引増減額	

年 月 日

茨木市長

印

年 月 日

（請求先） 茨 木 市 長

（申請者）

所 在 地

団体の名称

団 体 の  
代表者氏名

印

茨木市防犯灯維持管理補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で通知のあった  
補助金を次のとおり請求します。

交付請求額 金 円

整理番号